

# 去年今年貫く棒の如きもの

井内慶次郎

## ○去年今年

先年お亡くなりになった山本健吉さんに、文芸春秋の「言葉の歳時記」がある。年末の季語は、「行く年、来る年」であるが、新年の季語「去年今年」については、次のようなものとして理解されればいいであろうと。高浜虚子の名吟とされる「去年今年貫く棒の如きもの」という句を挙げて解説しておられる。

「名句が詠まれて、その季語の価値が定まり、その意味もニュアンスが引き立ってくる。この句がつくられてから、去年と今年のつながりは「一本の棒の如きもの」と実感されるようになった。「棒」とは人を食った形容である。禪の一喝に遇ったようにだと川端氏は言った。」と。

終戦後間もなく川端康成さんが、この高浜虚子の名吟を非常に賛嘆した随筆をお書きになられて、その随筆によって山本さんもこの名吟に触れらるようになったようである。そして、

「人の生涯もまた、どんなに紆余曲折があろうとも、結局は歳月を「棒」と感じているように、生の達人の達観があるのであろう。」

というのが山本さんの解説である。「去年今年」が新年の季語であり、虚子の名吟がその季語の価値を引き立てたことも知った。去年と今年の間、時の流れ、時の変化を貫く何物かがあるのではないのか。ないと言いつつたのでは、人生も歴史も人倫も成り立たないのではないか。去年と今年。十回重なれば十年であり、百回で百年である。

る。歳月を貫くものをどう実感するか。虚子の句から私なりの課題を発見した思いであった。

ところで、昭和二二年の春、文部省に職を奉じ、千葉時代も含め、約六年間、社会教育の仕事に没頭できた。この若き日の汗は、その後の私のさやかな人生にとって、大きな意味を持ちつづけたとしみじみ思う昨今である。

雑誌「社会教育」の前身、「教育と社会」が創刊されたのは、昭和二十一年七月、今年六〇周年とのこと。何か一文をとの依頼があり、この間、時に昭和二〇年代の社会教育についての想い出を綴ってみようと心に決した。社会教育の仕事は、戦後六〇余年の私の人生を貫く「棒」のようなものと感じさせてくれるからである。

## ○「教育と社会」創刊

創刊されたのは、昭和二十一年七月で、その頃、私は終戦で復員、復学し、学生生活に戻っていた。その発刊のことばをみると、

「今日、日本は敗北と廢墟と道義の頽廢の只中にある。しかもこの現実の中から、——平和的文化国家を建設するためには、これを荷ふ新しい人

間の形成が何よりも先づ要請されなければならぬ。ここにいわゆる学校教育を包括した国家と国民に精神的な方向を与えんとする新時代の社会教育の任務がある。——本誌の刊行は如上の諸任務を簡明し、従来の社会教育の通弊を打破し新しい社会教育の理念と実践に資せんとするものである。」と。

極めて格調の高い宣言である。そして、この創刊号に「社会教育の在り方」と題して、戦後の初代社会教育局長関口泰氏が一文を寄せておられる。関口氏は、朝日新聞の政治部長、論説委員となり、客員でもあった方である。

漱石の「ケーベル先生」の中に、「余は先生に、一人で淋しくありませんかと聞いたら、先生は少しも淋しくないと答へられた。西洋へ帰りたくありませんかと尋ねたら、それ程西洋が好いとは思はない。然し日本には演奏会と芝居と図書館、美術館がないのが困る。それ丈が不便だと言はれた。」といふ所がある。全くその通りである。——議論よりも実行で、出来ることからやってみよう——美術の公共性も發揮されねばならず、農村娯楽の問題から移動演劇、

映画、音楽も考へなくてはならぬ。社会教育には、民主性と共に文化性がなければならぬ。」と。

発刊のことばにある、「学校教育を包括した国家と国民に精神的方向を与えんとする任務」とか「従来の社会教育の通弊を打破し」など、終戦直後の混乱の世相を直視し、真正面から取り組まれた社会教育関係者のひたむきな気持ち溢れている。また、関口局長の一文の中で「文化性」が強調されているが、極めて重い示唆である。

○優良公民館表彰

昭和二十二年一月三日、新憲法公布記念日に、社団法人生活科学化協会並に毎日新聞社によって、優良公民館の表彰が行われ、文部大臣より記念品が贈られた。優良公民館として、秋田県大館町、福井県殿下村、愛媛県余土村、宮崎県北郷村の公民館が表彰の榮に輝いた。その翌々年二三年の三月半ば、社会教育法案に取り組んでいたが、福井県殿下村の公民館を訪ねることができた。公民館月報第四号（昭和二十三年九月一日）に次のように拙文を書いている。

「福井市より険しい山路をバスでゆら

れて一時間余、殿下村に入つて少しゆくと、まさに忽然として、こんな村にこんな美しい建物が現れる。これが殿下村の小学校、新制中学校であつて、その中に公民館が附設されているのである。」

「公民館の行事の一つである短歌会に私も出席することができた。青年団の若い男女もいれば、六〇以上の老人もみえ、一五歳にも達しないくらいの子少年少女もいる。皆がそれぞれ作つた歌を黒板に書き列らねて、それを皆で鑑賞していくのである。田畑の中を起つて、周囲の風物を歌つたもの、勤労のよろこびを歌つたもの、家庭生活を歌つたもの、すべて生活のすみずみに美を見出そうとする努力の結晶である。―会場にみなが温かい雰囲気の中に、年齢差による対立もなく、団体別の対立もなく、本当に大地に足のついた生活文化が生み出されつつあることを感じた。」

と極めて素朴な印象を述べている。

つい先日、畏友文珠川雅史氏の来訪があり、その折文珠川君の一文「公民館、それは人生における感動の舞台」

（月刊公民館掲載）をいただいた。

「かつて、私が能登半島にある国立能登青年の家の所長として、単身赴任していたとき、近隣の公民館で開かれた高齢者学級や女性セミナーで、私が趣味として収集していた蓄音機と音盤（SPレコード）を使って、「音楽とトーク」といふ形の演出をしたことがありません。昔懐かしい抒情歌やその時代を風靡した流行歌を中心に、手巻きの蓄音機を聴きながら、青春を回顧しようといふプランでした。このとき参加した方々の大合唱が公民館に大きく響きわたることもしばしばあり、思わず今の歳を忘れ、若き時代を思いおこさせてくれる場となった公民館に、とても愛情を感じたものでした。」と述べている。昭和二十三年に、殿下村公民館で味つた私の感動が、こうして能登の公民館にも引き継がれているのかなと静かな喜びを味わつた。

○社会教育法

日本生涯教育学会が「生涯学習研究 e 事典」を、本年一月二七日、三ヵ年計画の初年度、平成一七年度分として、中項目一五五件、執筆者一四四名で公開した。これは「ICT（インフォメ

ーション、コミュニケーション、テクノロジー）活用」という新たな分野を拓くことにより、生涯学習研究に刺激を与え、広く生涯学習や教育の研究者に ICT 活用への関心を高めることが期待できる。このたび ICT を活用した e 事典を構築することによって、最新の研究成果を広く斯界に提供することとした。」と。

e 事典の構築にあつた学会のメッセージであるが、日本視聴覚教育協会も e 事典の構築に協力することとし、私も中項目「社会教育法―沿革」と、「社会教育法―総則」を執筆した。学会員の末席に加えていただき、いささか緊張しながらの執筆であつた。

社会教育法制定の経緯と、その昭和時代の、更に平成に入つてからの今日までの主要な改正について触れ、総則に関しては、特に第三条の基本趣旨と、その平成に於ける重要な追加（第二項新設）について述べた。この e 事典は、日本生涯教育学会のホームページから、また日本視聴覚教育協会のホームページからもアクセスできるので、できればそれを御覧いただくこととし、法の公布施行（昭和二十四年六月一〇日、時の記念日）直後、八月に「教育と社会」

に書いた拙文を紹介する。

「国民の輿論の最も直接的な明確な表現は、国民の代表者によって決せられる法律であることは勿論である。従って社会教育に法的根柢を与えることによつて、輿論を背景として社会教育の振興を図るべしとされ、— そのような要望や意見が色々な紆余曲折を経て漸く昭和二年五月二二日に社会教育法として實を結んだのである。」

とし、また参議院文教委員会で、左の諸氏から意見を聴取したことを記している。

横山祐吉（日本青年館事務局長）、有賀三二（小平公民館長）、山本敏夫（慶応大学教育学部長）、北條清一（ラジオ教育研究所常務理事）、江口泰助（日本教職員組合法制部長）、戸田貞三（社会教育連合会会長）、神近市子（民主婦人協会理事）、関忠志（ポロイスカウト日本連盟）、森光世（東京都青年団協議会委員長）。これらの方々の御意見に耳を傾けたことを想い出す。さて、

「第一案作成の日より三年有餘、一つの法律ができあがるまでに如何に多くの人の努力が捧げられるかをしみじみ

（当時社会教育課長）等の方々と、それに広島、福島、茨城、埼玉、神奈川県、福井、三重、福岡各県の社会教育課長さん達であった。編集委員として鈴木健次郎、水谷徳男、岡本正平氏等の先輩が居られた。創刊の詞が、左のように掲げられた。

「昭和二五年は、社会教育の為の年である」とも申しも過言ではないでしょう。昨年六月、社会教育法が制定せられて以来、ここに半歳余、あらゆる意味で社会教育は確固たる軌道に乗って進みつつあります。——社会教育の場は広汎であります。——従来月刊誌『教育と社会』はこのように次から次と山積する難問題と大童になつて取組んで、真摯熱烈に敢闘を続けてまいりましたが、最近一そのの飛躍的展開を取行する時期が到来したことを認め、局面の打開を企図しておりました。偶々今般社会教育に関心を有する下記同人相集い社会教育研究会の結成をみたので『教育と社会』は『社会教育』と改題、社会教育研究会の機関誌として、革新的分野の開拓に邁進することになりました」と。

同人に府県の社会教育課長さん方八人がそれぞれのブロックから参加して

おもうのである。寺中前社会教育課長（この時、既に会計課長に転じておられた）と、法案の作成作業で夜の更けるのも忘れたことが幾夜もあった。しみじみとなつかしく想い出される。しかしほつととして力を抜く時ではない。社会教育法は幾多未解決の重大な問題を蔵しているのであつて、この社会教育法を新しい第一案として、より現実に即した、より合理的な、より現実の社会教育に貢献し得る第二案、第三案を研究しなければならぬ。社会教育の第一線で日夜努力しておられる多くの先輩、同輩の諸賢の御指導と御協力を願いつつ擲筆する。」としている。この時、自らに課した課題は、今日なお私の課題のような気がしてならない。

○「社会教育」創刊

「教育と社会」を引き継いで、「社会教育」が創刊された。昭和二五年二月、私も末席でその編集を手伝った。二二人の方によつて、「社会教育研究会同人」が作られ、その機関紙のようなものとして「社会教育」は創刊された。同人は関口泰、戸田貞三、山本杉、山室民子、西崎恵（当時社会教育局長）、犬丸秀雄、小和田武紀、諸井三郎、田中彰

おられることも注目すべきであろう。当時社会教育のエネルギーは都道府県中心に溢れていた。この創刊号に当時社会教育連合会の会長であつた戸田貞三氏が、「社会教育の隘路」と題する一文を寄せておられる。

「われわれの社会生活は、それ自身に於て大きな教育作用を営んでいる。社会生活は人々がその意識内容を受授することによつて営まれるのであるが、この意識内容の受授によつて、人々は相互に啓発され、相互に教養を高め、その生活内容を豊かにしてゆく。——社会生活にあつては、人々は一般的には同じく一人前の者として互に相接近し、相啓発されている。——よしそれがいわゆる社会教育と呼ばれるもののように主として人々を啓発し、その教養水準を高める目的をもつて行われるものであつても、彼此共に同じ立場に立つて互に教養水準の向上に努めるといふ態度によつて行なわなければならない。社会教育の任務にたずさわる者がこの根本的な態度を忘れ、それ自身が常に指導者であるかのように自負するところがあるならば、それは独裁政治形態の下に行われる民衆教育のてつを

ふむものであつて、民主形態の下に於ての社会教育とはならない。一般の教育水準が高まらなければ、たとい少数者の教養は高いとしても、文化の発達はない。――多数の者の応じ得るような形に於て、一般人の教養水準を高めその技術の伸張を助け、その生活内容を豊かならしめることは絶対に必要である。」と。

終戦時の東京帝国大学の文学部長であつた戸田先生は、日本における近代社会学的な家族社会学の基礎を確立された方である。私も出張の随行をして、一夜日光の宿で、ゆつくりとお話を承わることができた。社会教育法制定当時、極めて明確な御指導をいろいろといただいた。「彼此共に同じ立場にたつ」という基本的態度は、爾来私の極めて重い指針となつて今日に及んでいる。

○図書館法

図書館法制定直後、昭和二五年六月号の「社会教育」に当時の日本図書館協会の中井正一理事長が「図書館法の成立―燃えひろがる火は点ぜられた―」の一文を寄せられた。当時中井さんは、国立国会図書館の副館長でもあつた。

「眼から火が出る様な声でわめき立

が、一本の芽は果して伸びつづけていくであろうか。

○千葉県社会教育総合調査

昭和二六年から二八年にかけて日本の独立回復を挟んで、千葉県の社会教育課長として房総で貴重な社会教育の仕事をしていただいた。社会教育法の制定作業を通じて「社会教育は住民の日常生活の中にある。」と確信したが、考えてみると、これは単なる頭の中の抽象的なことで、千葉県で県民の日常生活に即するとは具体的にどういふことなのかと自問した。県民の日常生活を少しでも知っているのか。いろいろ質ね教わつたが、どうも納得がゆかないので、課の人達と相談して二六年一〇月から一二月までの三ヶ月間、県下二九九市町村の類型を二つのグループ、一四市町村にしぼり、ここに総合調査を集中的に実施した。課員も出張所の担当者も三つの班に、ワーキンググループとして編成した。班毎の当時の市町村名は左記の通り。

- (一) 農村班 船橋市郊外(馬込沢村、藤原町、上山町)、香取郡昭栄村、夷隅郡老川村、安房郡吉尾村、君津郡亀山村

てている政治よりも、ひそかに通過して、百年の後に目には見えないが、いつの間にか、国民をやわらかい日光でつつむ様な幸に人々を抱く政治が、一番立派で、そして温かい政治である。そしてそれは、「一隅を照す」灯の様に、点点と次次に燃え広がるやさしい、そして、美しい燎原の火ともなるのである。――この度の図書館法も、このしめやかではあるが、堂々と流れる大河の寂けさに似て、

そのもつ政治力は、ゴーゴの声で通っている幾多の法案よりも、遙かに遙かに巨大な法案なのである。なるほど財的保障はあるかなきかにささやかである。しかし、一本の芽は、決して、ガラスのかけらではない。それは伸びゆく生ける芽である。百年の後には、しんしんと大空を摩す大樹となる、一本の芽である。私達はここから、この法案の通過に和かなる拍手を、遠い遠い文化の未来に向つて送るものである。」と。

この一文に接した時、滲む涙を禁じ得なかつた。中井理事長は私の中学校の大先輩で親身な御指導をいただいた。あの時から既に五〇余年の月日が流れている。百年後大樹たるべしとされた

- (二) 漁村班 安房郡千倉町、山武郡片貝町、銚子市外川町、市原郡姉崎町、君津郡富津町

- (三) 都市班 印旛郡佐倉町、長生郡茂原町、千葉郡幕張町、野田市

佐倉も茂原も当時町であつた。市町村合併で市町村の名称も変化しているが、往時の名称も懐かしい。ところが農村と言つても、都市近郊の蔬菜栽培地帯もあり、北総の米作地帯、房州の酪農地帯、夷隅君津の山村あり、漁村と言つても東京湾の内湾、外房の太平洋、九十九里、千倉、銚子とあり、都市型と言つても古い城下町、東京のベッドタウン的などころ、野田のような地元産業と文化のある街。多様な県民の日常生活をどのように把握し、その多様性にどこまで具体的に対応する行政サービスがなし得るか。調査の方法は次の三つ。①既往の資料によつてこれを分析、研究する。②世論調査、面接調査等によつて住民の方々の意識や意見を把握する。③具体的に成人学校や青年学級等の諸事業を自ら企画、実施してもらつて、そのダイナミックな過程から課題発見。意欲だけは充分で、出張所も含め、全課全力投球をした。農繁期にぶつかったこともあり、問題



### 井内 慶次郎 いまい けいじろう

昭和22年、文部省入省。社会教育局、千葉県社会教育課長、文部省視聴覚教育課長、会計課長、官房長、文部事務次官。退官後、国立教育会館館長、東京国立博物館館長、文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会会長を歴任。平成9年7月、(財)日本視聴覚教育協会会長に就任。

著書 『明治文教の曙』(雄松堂出版)  
『改訂社会教育法解説』  
(全日本社会教育連合会)

など

関は閉まっただけで、暗い長い廊下を通過して横の門からホットしながら出たものである。「社会教育法」の精神」と言われるものは、第三条で表現しようとした趣旨も踏まえて理解いただけたらと思う。

臨教審の答申以来、生涯学習社会の構築と言われて来たが、生涯学習、生涯教育が一時の流行りでなく、尚い理想を実現する営みとなるように、これを推進してゆく中核的エネルギーとしての役割を、社会教育が自らの内在的充実発展として荷うべきではないか。社会教育法第三条の趣旨が、新しい意味をもって燃え上がって欲しいものである。

○結び  
図書館法制定当時の所管課は、社会教育局の社会教育施設課で、課長は山室民子さんであった。ロンドンの救世軍士官学校にも学ばれた教養豊かな国・人でもあった。公私に亘り御指導をいただいた。その山室さんの関係の資料を捲って、次のような歌にめぐり会った。

激つ瀬の 時の流れに 棹さして  
行途あやまたずに 進ましめ給え

昭和二〇年代の社会教育についての想い出を、薄れた記憶を補うため、若干の資料を頼りとしながらたどたどしく綴ってきたが、昭和二〇年代は、敗戦から独立へという当に激つ瀬であった。今日の時流果して如何。

はいろいろ発見できても、それを具体の施策に反映することは極めて困難であった。今でもこの調査のことが心残りである。しかし共に汗をかいた諸君、もう沢山の友人が亡くなっているが、当時の仲間と一年に一度は食事を共にしている。皆よい勉強になったと往時を懐しんでいる。調査研究ではあったが、関係者にとっては生涯を貫くよい研修であったことには間違いない。

それにしても「日常生活に即する」とか「環境醸成のサービス」は、言うは安く、行うは至難な行政である。

### ○社会教育法 図書館法 博物館法

社会教育法第九条は、(図書館及び博物館)と言う見出しで、その第一項で、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」とし、その第二項で、「図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。」とした。この規定を承けて、図書館法は昭和二十五年四月三〇日、博物館法は昭和二十六年二月一日に、それぞれ単独法として公布された。ところで図書館法も博物館法もその第一条に、それぞれの法律の目的を掲げているが、いずれも

「社会教育法」の精神に基づき」とされている。社会教育法とはどのようなことか。当時この三つの法律の原案作成に關係した者の一人として、あれこれの想い出を辿っていて、最近次のような感懐を抱くに至った。

社会教育法第三条の「国及び地方公共団体の任務」の規定の中に、

「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」とあるが、特に

「實際生活」「環境醸成」の修文に、長時間の審議の末やっと辿りついた時、ふっと心の底でひそやかなよろこび、感動とも言えそうなものを感じた。それは図書館法第三条の「図書館奉仕」、博物館法第三条の「博物館の事業」についての規定にも展開された。図書館法の第三条の「図書館奉仕」の修文で、ダイナミックなライブラリーサービスについて、若干なりとも表現できたのかなとも思った。当時内閣法制局は、今の四谷の迎賓館の中にあつた。かつての赤坂離宮である。夜半晩くまで厳しい審議があるので、帰りには正面玄